

「大津の京阪電車を愛する会」

第 20 回 総 会

日 時 令和7年5月28日(水)
午後2時30分～
場 所 明日都浜大津5階大会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 案

第1号 令和6年度の事業報告及び収支決算について

第2号 令和7年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について

4 講 演

「大津線の取組について」

講 師 京阪電気鉄道株式会社 大津営業部長 北 浩二

5 閉 会

第20回総会資料



大津の京阪電車を愛する会

議案第1号 令和6年度の事業報告及び収支決算について

令和6年度の事業報告（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

1. 会員の勧誘

現会員に対し、継続入会を依頼するとともに、会員募集チラシを大津線主要駅に常備するとともに、大津線各駅に会員募集のポスターを掲示し大津線沿線の乗降客に会員募集を行った。また、ホームページ等を使って活動内容に紹介や事業報告を行った。令和6年度末の会員数は600名（630口）となった。

2. 普通乗車券綴り、会員証等の配付

本会の会員あてに、会費1口当たり普通乗車券の5枚綴りを1冊、また、各種割引等の特典が受けられるオリジナルデザインの会員証を1枚配付するとともに、イベント開催のお知らせや新聞等を会員に配付した。

3. ボランティア企画1

貸し切り電車イベント「お花見電車」

4月6日開催、抽選で選ばれた52名の方々にご乗車いただきました。昨年放映された大河ドラマ『光る君へ』にちなみ、紫式部ゆかりの石山寺と三井寺を訪れる行程としました。貸し切り電車は、『光る君へ』ラッピング車両をご用意いただき、穏やかな日差しの下、桜満開の一日をお楽しみいただきました。

4. 大津っ子まつり参加

京阪電車大津線クイズ

5月19日（日）第40回目の大津っ子まつりが、皇子が丘公園で開催され、当会もブースを出して京阪電車大津線に関するクイズを出題し参加された子どもさんに京阪電車様から提供いただいたグッズと当会からの参加賞をプレゼントしました。当会ブース隣でミニ京阪電車が運転されたこともあって、多くの子ども達で賑わいました。

5. ボランティア企画2

「夏休み京阪電車お仕事体験」

8月23日（金）京阪電車錦織車庫で、会員および会員のご家族の小学校3年生から中学校3年生を対象に、京阪電車の新たな一面に触れてもらいたいという趣旨で、今回初めて開催しました。定員20名に対して34名の応募がありましたが、京阪電車様のご厚意で全員にご参加いただきました。イベントでは、電車を安全に利用する方法や、電車の運転などを学びその後、本物の電車の運転体験をしていただきました。

6. ボランティア企画3

「紫の道クイズラリー」

京阪電車大津線沿線にある紫式部や源氏物語にゆかりのある場所を巡るクイズラリーを10月1日から11月30日までの期間に個別参加形式で開催しました。68通の回答ハガキが届き、全員に参加賞を全問正解者の中から21名に賞品を送付しました。ハガキには、現地へ訪問しないと回答できない問題が好評で継続を希望する内容が多く、当会の周知と京阪電車の利用促進にも繋がった。

7. 会報「おおつせんLovers」の発行

A4両面カラー印刷

大津の京阪電車を愛する会の会員様中心とし、活動報告に加え読者に疑問を募り答える内容の記事を掲載するなど京阪電車大津線に特化した内容の会報誌を発行した。

8. 大津の京阪電車を愛する会会員向け感謝祭

3月22日（土）に、本会の会員限定感謝祭を京阪電車錦織車庫にて開催した。京阪電車の運転体験、車掌体験、電チャリ運転、床下見学ツアー、オリジナルのつり革制作など大人も子供も楽しんでいただきながら、本会のPRに努めた。会員と会員の家族含め165名の参加があった。

9. 役員会の開催

本会を適正に運営していくため、令和6年度は、3回の役員会を開催した。

10. ボランティア会議

令和6年度は、5回のボランティア会議を開催した。イベントの企画や進行の打ち合わせ、イベント案内の発送作業、会報「おおつせんLovers」の記事の収集、編集などを行った。

令和6年度 収支決算書
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 収入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
繰越金	666,078	666,078	前年度繰越金
会 費	1,320,000	1,260,000	会費 @2,000×630口
その他収入	63,922	58,108	イベント参加費・利子収入
合 計	2,050,000	1,984,186	

2 支出の部

科 目	予 算 額	決 算 額	説 明
乗車券	561,000	535,500	普通乗車券@850×630口
事業費	280,000	198,607	大津っ子まつり 21,276 会報おおつせんLovers 38,200 ボランティア企画 112,536 会員限定感謝祭 26,595
積立金	300,000	0	
報償費	100,000	77,180	ボランティア交通費等 17,180 ホームページ管理費 60,000
印刷製本費	200,000	164,966	総会開催通知、会員募集チラシ コピー代
通信運搬費	320,000	224,476	郵送料・電話代・インターネット代
雑 費	230,000	98,685	消耗品等購入費、振込手数料
予備費	59,000	0	
合 計	2,050,000	1,299,414	

次年度繰越金 684,772円

監 査 報 告

「大津の京阪電車を愛する会」令和6年度の会計（令和6年4月1日～令和7年3月31日）を監査した結果、関係書類及び支出帳簿並びに通帳ともに適正に処理されていたことを報告します。

令和7年4月 2 日

監事

竹内 基二 

監事

吉本 美枝子 

議案第 2 号 令和 7 年度の事業計画(案)及び収支予算(案)について

令和 7 年度の事業計画(案)

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)

1. 事業実施の方針

本会の会員の維持及び拡大を進めるとともに、更なる京阪大津線の利用促進を図るため、京阪電気鉄道㈱の協力の下、以下の事業を展開していく。今年度も引き続き事業ごとに企画・運営の担当を配置し、ボランティアスタッフによる自主運営企画も展開する。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 会員の拡大

本会の活動や会員特典を積極的に広報するため、引き続き会員募集チラシを大津線主要駅に常備するとともに、大津線各駅に会員募集のポスターを掲示し京阪大津線沿線の乗降客の勧誘を行う。また、ホームページ上でも活動内容の紹介や事業報告を行い、広く会員募集を行っていく。

(2) 会員特典の充実

会員特典として、会費 1 口当たり普通乗車券（170 円区間×5 枚）を配付する。また、会員証の提示により、提携した施設において各種割引等の特典を受けていただく。

(3) 大津っ子まつりへの参加

子どもたちに京阪電車大津線を身近に感じ親しみを持って貰い、貴重な公共交通としての京阪電車大津線をクイズ形式で周知する。

(4) 京阪電車の絵の募集

はがきに描いた京阪電車の絵を募集し審査後、大津市役所 1 階市民ギャラリーに展示する。最優秀・優秀作品は、次年度からの会員募集チラシと会員証のデザインとする。

(5) ボランティア企画イベント

京阪電車を使ったイベントをボランティアスタッフによりアイデアを出し合い、企画から運営・実施を行う。

(6) 20 周年記念式典及びイベント

20 周年を迎え、本会発足からこれまで会を支えていただいた関係者に感謝するとともに、今後も会員の維持及び拡大を進め、更なる京阪大津線の利用促進を図るため、記念式典及びイベントを開催する。

- (7) 会報「おおつせんLovers」を配布
4,000部発行し、会員や京阪の主要駅等に配布する。
- (8) 大津の京阪電車を愛する会感謝祭の開催
会員限定の「大津の京阪電車を愛する会感謝祭」を開催する。京阪電車錦織車庫内で電車運転体験等を実施する。
- (9) 役員会の開催
本会を適正に運営していくため、年間4回程度役員会を開催する。
- (10) ボランティア会議の開催
イベントの企画や進行の打ち合わせなどを行うため、年間6回程度ボランティア会議を開催する。

令和7年度 収支予算書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 収入の部

(単位：円)

科 目	令和6年予算額	令和7年予算額	説 明
繰越金	666,078	684,772	前年度繰越金
会 費	1,320,000	1,320,000	会費 @2,000×660口
その他収入	63,922	14,228	イベント参加費・利子収入
合 計	2,050,000	2,019,000	

2 支出の部

科 目	令和6年予算額	令和7年予算額	説 明
乗車券	561,000	561,750	普通乗車券@850×655口 10月1日以降入会者@1000×5口
事業費	280,000	630,000	大津っ子まつり 会報おおつせんLovers ボランティア企画 20周年記念事業 会員限定感謝祭
積立金	300,000	0	
報償費	100,000	100,000	ボランティア交通費等 ホームページ管理費
印刷製本費	200,000	200,000	総会開催通知、会員募集チラシ 会員証、コピー代
通信運搬費	320,000	300,000	郵送料・電話代・インターネット代
雑 費	230,000	200,000	消耗品等購入費、振込手数料
予備費	59,000	27,250	
合 計	2,050,000	2,019,000	

その他

1 事務所

- ① 520-0861 大津市石山寺3丁目27-11
- ② 電話 077-534-2800
- ③ HPアドレス <https://otsusen.net/>
- ④ 開設時間 (祝日を除く月～金 9:00～17:00)

2 入会の申し込み方法

ハガキ、FAXにて、「京阪電車を愛する会入会申込書」と明記の上、次の事項を記入して、上記の事務所までお送りください。折り返し郵便振込書付きのパンフレットをお送りいたします。

- ①氏名、団体名又は企業名
- ②連絡先住所及び郵便番号

※郵便振込書付きのパンフレットは京阪大津線主要駅にも置いてあります。

大津の京阪電車を愛する会 会則

(名称)

第1条 本会は、大津の京阪電車を愛する会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、市民が主体となって貴重な公共交通機関としての京阪大津線（石山坂本線及び京津線）の利用促進を図ることにより、京阪大津線の維持・活性化を実現し、もって高齢者等の社会活動手段の確保、総合的な交通渋滞対策、地球温暖化防止を含めた環境保全、公共交通を活かしたまちづくり等を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1) 京阪大津線の利用促進を図る事業
- (2) 京阪大津線を有効に活用するための情報提供
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員及び会費)

第4条 本会は、前2条の目的及び事業に賛同する個人又は団体、法人等を会員として構成する。

- 2 本会の会員は、1会計年度1口につき2,000円の会費を納めるものとする。
- 3 本会の会員には、会員証及び会費の範囲内における乗車券等を配布する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 参与 若干名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名

- 2 会長、副会長及び監事は、会員のうちから総会において選任する。
また、参与、事務局長及び会計は、会員のうちから会長の指名により選任する。
- 3 役員任期は、2年とする。
- 4 役員が欠けた場合の補欠の役員については、第2項の規定にかかわらず、会員のうちから役員会において選任する。
- 5 前項の規定により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は無報酬とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 参与は、会長及び副会長を補佐し、本会の円滑な運営に協力する。

5 事務局長は、会長及び副会長の監督のもとに、本会の事務を管理する。

6 会計は、事務局長の監督のもとに、本会の会計を管理する。

(顧問)

第7条 本会の事業について助言や指導を頂くため、本会に顧問若干名を推戴することができるものとする。

2 前項の顧問は、大津市長、大津市議会議長および役員会において承認された者をもって充てる。

(総会)

第8条 本会は、毎年1回定例総会および必要に応じて臨時総会を開催し、次の事項について審議する。

(1) 事業報告・決算

(2) 事業計画・予算

(3) 役員の選任

(4) 会則の変更

(5) その他必要事項

2 総会の議長は、会長があたる。

3 あらかじめ委任状をもって意志を表示した会員は、総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第9条 本会の運営について必要な事項は、役員会において定める。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3 役員会の議長は、会長があたる。

4 役員会は、役員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(会計)

第10条 本会の運営経費は、会費、助成金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(文書管理)

第11条 本会の文書の管理は次の規定表に従う。

【文書管理規定】

保管文書	保管期間
会計に関する文書	10年
総会・役員会に関する文書	5年
事業に関する文書	1年

(事務局の所在地)

第12条 本会の事務局は、大津市石山寺三丁目27番11号に置く

(会則の変更)

第13条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の決議をもって変更できるものとする。

付 則

- 1 この会則は、平成17年11月16日から施行する。
- 2 本会の最初の会計年度は、この規約の施行の日から平成18年12月31日までとする。
- 3 第4条第2項の会費については、平成18年2月1日から徴収を開始するものとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成19年3月22日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成20年2月17日から施行する。
- 2 改正後の会則第10条第2項の規定にかかわらず、改正後の最初の会計年度は平成20年1月1日から平成21年3月31日までとする。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成26年5月26日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、平成29年5月27日から施行する。

付 則

- 1 改正後の会則は、令和3年5月28日から施行する。